

## 司法書士「スタンダード合格テキスト」 法律改正点

日頃より、「司法書士 スタンダード合格テキスト」をお使いいただき、誠にありがとうございます。  
令和8年(2026年)の司法書士試験は、令和8年4月1日現在施行されている法令に基づいて実施されます。  
本レジュメは、最新の「スタンダード合格テキスト」刊行以降、令和8年4月1日までに法改正、判例・先例変更された論点のうち、試験対策上重要な論点に絞ってまとめたものです。  
令和8年(2026年)試験に向けた対策の際に、ぜひご活用ください。

早稲田経営出版

### 【対象書籍】

司法書士スタンダードシステム

- |                    |    |             |      |
|--------------------|----|-------------|------|
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 1  | 民法〈総則・債権〉   | 第5版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 2  | 民法〈物権・担保物権〉 | 第5版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 3  | 民法〈親族・相続〉   | 第6版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 4  | 不動産登記法Ⅰ     | 第7版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 5  | 不動産登記法Ⅱ     | 第7版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 7  | 商業登記法       | 第3版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 9  | 供託法・司法書士法   | 第4版』 |
| 『司法書士 スタンダード合格テキスト | 11 | 憲法          | 第4版』 |

## ◆『スタンダード合格テキスト 1 民法〈総則・債権〉 第5版』に関して

### 1 父母の離婚後の子の親権者（法定代理人）について 【関連：テキストP115】

P115の下から4行目「父または母のどちらかを親権者と定める必要があり」とありますが、改正により、「父母の双方またはどちらか一方を親権者と定める必要があり」に変わりました（民§819I）。

### 2 夫婦間契約の取消権の削除について 【関連：テキストP167】

P167の中段の+アルファの下部の➡に「夫婦間の契約の取消し（民§754）」とありますが、改正により、夫婦間契約の取消権の規定（改正前民§754）は削除されました。

## ◆『スタンダード合格テキスト 2 民法〈物権・担保物権〉 第5版』に関して

### 1 一般の先取特権（子の監護の費用の先取特権）について 【関連：テキストP501～505】

一般の先取特権に関して、「子の監護の費用の先取特権」が新たに規定されました（民§306③）。

➡ 葬式の費用の先取特権が同条の第4号に繰り下がり、日用品の供給の先取特権が同条の第5号に繰り下がりました。

これは、（一定の規定に基づく）子の監護に要する費用のうち相当な額について、債務者の総財産に先取特権が成立します（民§308の2）。

そして、一般の先取特権の順位は、①共益の費用→②雇用関係→③子の監護の費用→④葬式の費用→⑤日用品の供給の順となります（民§329）。

## ◆『スタンダード合格テキスト 3 民法〈親族・相続〉 第6版』に関して

テキストP400の後、「付録（今後、改正される規定）」の内容が、令和8年4月1日から施行されました。

### 1 夫婦間契約の取消権の規定の削除について 【関連：テキストP33～35、402の1】

P33の「5 夫婦間の契約の取消権」の規定（改正前民§754）が削除されました。

➡ P31、P58にも「夫婦間の契約の取消権」の文言がありますが、削除となります。

### 2 未成年の子がある場合の離婚の届出（民§765）、離婚後の子の監護に関する事項の定め（民§766）、審判による父母以外の親族と子との交流の定め（民§766の2）、法定養育費（民§766の3）について 【関連：テキストP45、46、402の2、403の3】

離婚の届出の受理に関する765条と、離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関する766条が改正されました。改正後の条文及び解説は、テキストP402と403のとおりです。

また、改正により、審判による父母以外の親族と子との交流の定め（民§766の2）と、子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例（法定養育費：民§766の3）が新たに規定されました。その条文及び解説は、テキストP404から407のとおりです。

### 3 離婚原因の一部削除について 【関連：テキストP47、409の5】

改正前は、「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき」は、他方の配偶者は離婚の訴えを提起することができると言われていましたが（改正前民§770Ⅰ④）、精神的な障害を有する者に対する差別的な規定として批判されていたため、削除されました。

### 4 離婚における財産分与について 【関連：テキストP51～53、407の4】

#### 1 家庭裁判所に対して財産分与の協議に代わる処分を請求することができる期間

改正前は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる期間は「2年」とされていましたが、改正によって「5年」とされました（民§768Ⅱただし書）。

#### 2 財産分与の審判において考慮すべき事情について

財産分与の審判において考慮すべき事情に関する民法768条3項が改正されました。財産分与に、離婚後の扶養の要素も含まれることが明文化されました。改正後の条文及び解説は、テキストP408のとおりです。

**5** 15 歳未満の者を養子とする縁組において、縁組の同意をしない者がある場合について 【関連：テキスト P93、409 の 6】

養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人の代諾によって縁組がされますが（民 § 797 I）、一定の場合には父母の同意が必要とされています（同 II）。

この場合、縁組をすることが子の利益のために必要であるにもかかわらず、父又は母が同意をしないこともあり得ます。その場合の対応について、民法 797 条 3 項で新たに規定されました。新しい条文はテキスト P410 のとおりです。

**6** 養子が 15 歳未満である場合の離縁について（親権者の定め） 【関連：テキスト P109、110、411 の 7】

養子が 15 歳未満である場合に離縁をするときは、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議ですることになります（民 § 811 II）。この場合、父母が離婚しているときは、まず、離縁後に親権者となる者を定める必要があります。改正前は、離婚後の親権者は父又は母のどちらか一方とされていましたが（改正前民 § 819 I）、改正によって、父母の双方を親権者とすることも可能とされました（民 § 819 I）。

したがって、離縁の協議をする際にも、「その双方又は一方を」親権者と定めるものとされました（民 § 811 III）。改正後の条文は、テキスト P411 のとおりです。

**7** 親の責務等、親子の交流等について 【関連：テキスト P123 の後ろ、412】

今回の改正によって、「親の責務等」、「親子の交流等」という規定が新設されました（民 § 817 の 12、817 の 13）。新しい条文及び解説は、テキスト P412 のとおりです。

**8** 親権者、親権の行使の方法について 【関連：テキスト P124～131、414～424】

改正前は、未成年の子がある夫婦が離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定める必要がありました（改正前民 § 819 I）。しかし、今回の改正によって、「その双方又は一方を親権者と定める」と変更されました（選択的共同親権：民 § 819 I）。

これに伴って、子が出生する前に父母が離婚した場合の親権者、父が認知をした子に対する親権者についても改正がされました（民 § 819 III IV）。

また、親権の行使の方法等について、改正がされたり新たな規定が設けられたりしています（民 § 824 の 2）。新しい条文及び解説は、テキストの P414 から 424 のとおりです。

**9** 子に代わる親権の行使について 【関連：テキスト P146】

子に代わる親権の行使について、条文の文言が少し変わりましたが（民 § 833）、実質的な変更はありません。

## ◆『スタンダード合格テキスト 4 不動産登記法Ⅰ 第7版』に関して

### 1 相続人申出の際の添付情報について 【関連：テキストP185、186】

相続人申出をする場合、添付情報として、申出人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供する必要があります（不登規 § 158 の 19Ⅱ①）。

これは、戸籍（除籍）事項証明書、法定相続情報一覧図の写しや法定相続情報番号が該当しますが、改正により、「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」を提供することができることになりました（不登規 § 158 の 20Ⅰ）。

## ◆『スタンダード合格テキスト 5 不動産登記法Ⅱ 第7版』に関して

### 1 登記原因証明情報の作成者について 【関連：テキストP264、265】

#### 1 意義

権利に関する登記を申請する場合、一定の例外を除き、申請情報と併せて登記原因証明情報を提供する必要があります（不登 § 61）。この登記原因証明情報の作成は、最低限、登記義務者が関わっている必要があるとされています（共同申請による登記の場合）。

➡ オンライン申請の方法で申請する場合は、登記義務者の電子署名が必要となります。

しかし、新たな通達により、以下の要件を満たす場合には、登記原因証明情報に登記義務者の電子署名がされていなくても、適式なものとして扱うものとされました（先例令 7.12.9-1578）。

#### 2 要件（抜粋）

(1) 登記権利者と登記義務者の共同申請による登記であり、登記の目的が次のいずれかであること。

ア 売買又は贈与による所有権の移転の登記

イ (根) 抵当権の設定又は抹消の登記

(2) 登記義務者が、登記申請の代理人である司法書士に対し、登記原因証明情報の作成に係る特別の委任をした旨が委任状に記載（記録）されていること。

(3) (2)の委任を受けた司法書士が、電磁的記録で登記原因証明情報を作成し、一定の事項を記録し、電子署名をすること。

(4) 申請情報に、特別委任方式であることが記録されていること。

(5) 登録免許税が電子納付の方法で納付されていること。

## ◆『スタンダード合格テキスト 7 商業登記法 第3版』に関して

### 1 支店の所在地における登記の廃止について

支店・従たる事務所の所在地における登記が廃止されました。

したがって、支店の所在地における登記は不要となり、仮にこれを申請しても、商業登記法 24 条 2 号により却下されることとなります。

### 2 電子提供措置をとる旨の定めが登記事項となることについて

会社法 325 条の 2 の規定による電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定めが登記事項とされることになりました。

なお、「電子提供措置をとる旨の定款の定め」は、原則として当該株式会社の実際の定款の定めのとおり登記する（登記すべき事項となる）こととなり、通達の記録例どおりに記載して登記申請する必要はありません。

### 3 会社代表者等の住所の非表示措置について

DV 被害者等である会社代表者等からの申出により、登記事項証明書等における DV 被害者等の住所を非表示とすることが可能になりました。

### 4 併記可能な旧氏の範囲の拡大について

併記可能な旧氏の範囲が拡大され、

- (1) 婚姻前の旧氏に限らず、養子縁組前の旧氏や、離婚後婚姻中の旧氏なども併記可能となりました。
- (2) 登記の申請時以外の申出も可能となりました。

詳細については、法務省ホームページ ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00166.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00166.html)) を参照してください。

### 5 代表取締役等住所非表示措置が創設について

代表取締役等住所非表示措置が創設され、令和 6 年 10 月 1 日から施行されています。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00210.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html)

(なお、出題可能性は低く、試験対策として手続の詳細を覚える必要はありません)

6 管轄外の本店移転の際に印鑑届書の提出が不要になりました  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00228.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00228.html)

7 休日を会社成立の年月日とすることが可能になりました  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00234.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00234.html)  
(出題可能性は低く、申請書の書き方などを覚える必要はありません)

## ◆『スタンダード合格テキスト 9 供託法・司法書士法 第4版』に関して

### 1 契印に代わる措置の導入（令和5年法務省令第36号）

#### 趣旨

供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書および附属供託請求書ならびに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるとき、作成者は、各用紙に総枚数および当該用紙が何枚目であることを記載することその他の必要な措置を講じなければならないとされ、書面のつづり目にすべき契印に代わる措置が許されるようになった（供託規 § 8）。

#### 内容

従前、供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書および附属供託請求書ならびに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙のつづり目に契印する必要があったが、本改正省令によって、供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書および附属供託請求書ならびに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるときは、各用紙に総枚数および当該用紙が何枚目であることを記載することによって、契印に代えることができるようになった。ここにいう「各用紙に総枚数および当該用紙が何枚目であるか」の記載とは、単に各用紙に通し番号が記載されているだけでは足りず、例えば、各用紙に「3枚中1枚目」や「1/3」などと記載される必要がある（法務省ホームページ記載より）。なお、従前と同様、これらの記載をせず契印によってする従来の方法も引き続き認められる。

### 2 供託物払渡請求書への委任による代理人の押印の特則（令和5年法務省令第36号）

#### 趣旨

委任による代理人が供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該供託物払渡請求書に押印することを要しないとされた（供規 § 22 II ただし書）。

#### 内容

供託物払渡請求書には、供託番号などの事項を記載し、請求者またはその代表者・管理人・代理人が記名押印しなければならないところ、従前、ここにいう代理人には委任によるものも含まれていたが、本改正省令によって当該条項にただし書が付され、代理人のうち、委任による代理人が供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該供託物払渡請求書に押印することが不要となった。

### 3 供託物払渡請求書等への請求者等の押印の特則（令和5年法務省令第36号）

#### 趣旨

供託物払渡請求書に印鑑証明書の添付を要しない請求については、供託物払渡請求書に押印することを要しないとされた（供託規 § 26IV）。

#### 内容

改正省令によって、以下の請求については、供託物払渡請求書に押印することを要しないとされた。

- ① 払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁または公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき（供託規 § 26III②）。
- ② 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁または公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書（当該請求書に委任による代理人の預金または貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。）に添付したとき（同III④）。
- ③ 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金の払渡しを請求する場合（その額が10万円未満である場合に限る。）において、支払証明書（供託規 § 30 I）を供託物払渡請求書に添付したとき（供託規 § 26III⑤）。

### 4 オンライン供託における資格証明書等の特則（令和5年法務省令第36号）

委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によって電子情報処理組織を使用する払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る商業登記規則 33 条の 8 第 2 項に規定する電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、供託規則 27 条 1 項（供託規則 35 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しないとされた（供託規 § 39VI）。

また、委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によって電子情報処理組織による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る商業登記規則 33 条の 8 第 2 項に規定する電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、供託規則 14 条 4 項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示することを要しないとされた（供託規 § 39 の 2 II）。

## 5 民法等の改正により可能となった供託

民法等の改正により、共有者による所在不明共有者の持分やその譲渡権限の取得の裁判における供託命令による供託、所有者不明土地（建物）の管理命令において所有者不明土地（建物）管理人がする供託等の制度が設けられた。

### （１）所在等不明共有者の持分の取得に伴う供託

改正民法が施行され、所在等不明共有者の持分の取得の裁判（民§262条の2）が可能となった。この裁判において、その申立人に対して、裁判所が定める額の金銭を供託し、かつ、その旨を届け出ることが義務付けられた（非訟§87V）。そして、所在等不明共有者の持分の取得の裁判により共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者が供託した供託金に対し、還付請求権を行使することができることとなる（民§262条の2IV）。

### （２）所在等不明共有者の持分の譲渡に伴う供託

改正民法が施行され、所在等不明共有者の持分の譲渡権限の付与の裁判（民§262条の3I）が可能となった。この裁判において、その申立人に対して、裁判所が定める額の金銭を供託し、かつ、その旨を届け出ることが義務付けられた（非訟§88II、87条V）。そして、所在等不明共有者の持分の譲渡権限の付与の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該共有者が供託した供託金に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分にに応じて按分して得た額の供託金還付請求権を行使することができることとなる（民§262条の3III）。

### （３）所有者不明土地（建物）管理命令に伴う供託

改正民法の施行により、裁判所は、所有者不明土地管理命令（民§264の2I）および所有者不明建物管理命令（民§264の8I）を発することができるようになった。そして、所有者不明土地（建物）管理命令の対象とされた土地（建物）または共有持分および所有者不明土地（建物）管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、所有者不明（建物）土地管理人は、当該金銭を供託することが可能となった（非訟§90VIII前段、16項VIII）。

### （４）管理不全土地（建物）管理命令に伴う供託

改正民法の施行により、裁判所は、管理不全土地管理命令（民§264の9I）および管理不全建物管理命令（民§264の14I）を発することができるようになった。そして、管理不全土地管理人は、管理不全土地（建物）管理命令の対象とされた土地（建物）および管理不全土地（建物）管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、当該金銭を供託することが可能となった（非訟§91V前段、同XV）。

## (5) 不在者の財産の管理に関する処分に伴う供託

家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を供託することが可能となった（家事事件手続法第146条第2項I）。

## (6) 相続財産の保存に必要な処分に伴う供託

家庭裁判所が選任した相続財産管理人（民法第897条第2項I本文）は、相続財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、相続人のために、当該金銭を供託することが可能となった（家事事件手続法第190条第2項II、146条第2項I）。

## 6 原本還付の対象となる代理人の権限を証する書面の範囲の拡大

供託物払渡請求書等の請求書に添付した委任による代理人の代理権限証明書につき、当該請求書に係る請求のためにのみ作成された委任状以外のものは、原本還付の請求をすることが可能となった（供託規則第9条第2項I）。当該供託物払渡請求の手続以外の手続に関する権限の委任が記載された委任状は原本還付の対象となった。

## 7 供託金払渡請求書における払渡しを受ける方法の記載の変更等

供託金払渡請求書（第25号書式）において、「希望する払渡しの方法」の欄が設けられ、払渡しの原則的な方法が従前の小切手の振出しによる方法から預貯金振込みによる方法に変更されるなど（供託規則第22条第5項）、一部の記載事項が変更された。

## 8 委任による代理人の預貯金口座に振り込む方法により払渡しを受ける場合の、印鑑証明書の添付の緩和

委任による代理人の預貯金口座に振り込む方法により供託金の払渡しを受けようとする場合において、下記の①または②のいずれかに該当するときは、供託金払渡請求書に添付された代理権限証明書に押された払渡請求者の印鑑に係る印鑑証明書の添付を要しないこととなった（供託規則第26条第3項第4項⑤）。

- ① 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁または公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を添付したとき
- ② 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に供託規則第30条第1項に規定する証明書を添付し、かつ、払渡しを請求する供託金の額が10万円未満であるとき

## ◆『スタンダード合格テキスト 11 憲法 第4版』に関して

性同一性障害特例法訴訟—違憲判決（令和5年10月25日）

【関連：テキストP63】

生物学的な性別は男性であるが心理的な性別は女性であるXは、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号が憲法13条に違反するとして争った事件。

### 【判旨】

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、または性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものであり、本件規定による制約の程度は重大なものというべきであるから、本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その程度が重大なものとなっていることなどを総合的に較量すれば、必要かつ合理的なものということとはできず、本件規定は憲法13条に違反する。

旧優生保護法国家賠償請求訴訟—違憲判決（令和6年7月3日）

【関連：テキストP62】

旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的として、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人等に対し、本人の同意がなく優生手術（不妊手術）が強制され、障害のある多くの者が子を産み育てるか否かを決定する自由が奪われ、人としての尊厳が傷つけられたことは憲法13条および14条1項に違反するとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事件。

### 【判旨】

優生思想に基づき、特定の疾病や障害（「特定の障害等」）を有する者や配偶者が特定の障害等を有する者、本人もしくは配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者に、本人の同意がなくとも、審査によって強制的に優生手術等（強制不妊手術）を実施することができることを認める旧優生保護法上の規定は、その立法目的が特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえず、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものであり、憲法13条および14条1項に違反する。

Xは、軽度の知的障害を有し、警備会社との間の雇用契約に基づき、警備員として交通誘導に係る警備業務に従事していたが、Xに保佐開始の審判が確定したため、(旧)警備業法にあった欠格条項に該当し、警備会社からの退職を余儀なくされた。そこで、Xは、成年後見制度を利用している人が警備の仕事に就けないとした(旧)警備業法の規定（欠格条項）が憲法 22 条 1 項の職業選択の自由と憲法 14 条 1 項の法の下の平等に違反するとして、争った事件。

**【判旨】**

(旧)警備業法の規定は、警備員の欠格事由を定め、およそ被保佐人が警備員となってはならないこととするものであるから、障害者である被保佐人を被保佐人でない者と区別して一律に規制の対象とし、精神上的の障害を理由として狭義における職業選択の自由そのものを制約するものである。このような本件規定の内容、性質に照らすと、本件規定の憲法 22 条 1 項適合性の判断と憲法 14 条 1 項適合性の判断は、相互に密接に関連し、検討に当たって考慮すべき事項が共通するものである。

ところで、保佐を含む成年後見制度は、主として財産の処分等に関する判断能力に着目したものであるとして理解されるようになり、成年被後見人等に係る欠格条項については、成年後見制度の利用を阻害するものとして、その見直しが求められることとなったこと、また、平成 28 年に制定された成年後見制度利用促進法においても、障害者権利条約や、その批准に伴い整備された国内法の理念が反映され、成年後見制度の利用の促進に当たって、成年被後見人等が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるべきこと等が定められるに至っている。

以上からすると、遅くとも本件退職時点までには、被保佐人のうち警備業務を適正に実施するに当たって必要な能力を備えた者が本件規定により一律に警備業務から排除されることによる不利益は、もはや看過し難いものとなっており、本件規定が重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることについての立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を逸脱するに至っていたというべきである。

したがって、本件退職時点において、(旧)警備業法の規定は、憲法 22 条 1 項および 14 条 1 項に違反する。

以上

## 司法書士「スタンダード合格テキスト」 法律改正点

日頃より、「司法書士 スタンダード合格テキスト」をお使いいただき、誠にありがとうございます。  
令和7年(2025年)の司法書士試験は、令和7年4月1日現在施行されている法令に基づいて実施されます。  
本レジュメは、最新の「スタンダード合格テキスト」刊行以降、令和7年4月1日までに法改正、判例・先例変更された論点のうち、試験対策上重要な論点に絞ってまとめたものです。  
令和7年(2025年)試験に向けた対策の際に、ぜひご活用ください。

早稲田経営出版

### 【対象書籍】

司法書士スタンダードシステム

- 『司法書士 スタンダード合格テキスト 3 民法〈親族・相続〉 第5版』
- 『司法書士 スタンダード合格テキスト 4 不動産登記法Ⅰ 第6版』
- 『司法書士 スタンダード合格テキスト 5 不動産登記法Ⅱ 第6版』
- 『司法書士 スタンダード合格テキスト 7 商業登記法 第3版』
- 『司法書士 スタンダード合格テキスト 9 供託法・司法書士法 第4版』
- 『司法書士 スタンダード合格テキスト 11 憲法 第4版』

## ◆『スタンダード合格テキスト 3 民法〈親族・相続〉 第5版』に関して

### 1 再婚禁止期間について 【関連：テキストP13、14、20～22】

改正前は、「女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない」とされていましたが（改正前民§733）、この規定が削除されました。

→ 男も女も、婚姻が解消された後、すぐに再婚をすることができます。

- ・ 再婚禁止期間の定めが削除されたので（改正前民§733）、婚姻届の受理の要件や婚姻の取消しの事由から同条が削除されました（民§740、744、746）。

### 2 嫡出の推定について 【関連：テキストP47】

#### 1 婚姻前に懐胎し、婚姻後に生まれた子について

令和4年改正により、「女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれた」子ども、当該婚姻における夫の子と推定するという規定が追加されました（民§772I後段）。

#### 2 数個の婚姻が近接している場合について

上記1のとおり、令和4年改正により、女性の再婚禁止期間の規定が削除されました。そのため、ある女性について、2つの婚姻が連続する、ということがあり得ることになりました。その場合の嫡出の推定について、規定が設けられました（民§772III）。

→ 「その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する」とされました。

### 3 嫡出の否認について 【関連：テキストP48、49】

#### 1 嫡出の否認権者

令和4年改正により、嫡出の否認権者が拡大されました。

→ 父（夫）だけでなく、子ども嫡出であることを否認することができるようになりました（民§774I）。

さらに、一部の例外はありますが、母も、子が嫡出であることを否認することができることとなりました（同III）。

- ・ 女性の（数回にわたる）婚姻が近接しており、民法772条3項の規定によって子の父が定められた場合は、前夫も、子が（後夫の）嫡出であることを否認することができます（4項）。

→ 前夫が否認権を行使し、結果として自らが子の父となった場合（改正民§772IVIII）、その者は、子が自らの嫡出であることを否認することができません（4項）。

## 2 嫡出否認の訴えの当事者

嫡出の否認権者が拡大されたため、嫡出否認の訴えの当事者が明確化されました。

(嫡出否認の訴え)

第 775 条 次の各号に掲げる否認権は、それぞれ当該各号に定める者に対する嫡出否認の訴えによって行う。

- ① 父の否認権 子又は親権を行う母
- ② 子の否認権 父
- ③ 母の否認権 父
- ④ 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母

## 3 嫡出の承認

嫡出の否認権者に母が追加されたので、嫡出の承認についても母が追加されました (民 § 776)。

## 4 嫡出否認の訴えの出訴期間

### (1) 原則

改正前は、嫡出否認の訴えは、子の出生を知った時から 1 年以内に提起しなければならないとされてきました。しかし、さすがに 1 年では短すぎるという批判が強かったので、子の出生の時 (出生を知った時) から「3 年以内」と改正されました (民 § 777)。

### (2) 父と子の同居期間が短かった場合

父と子の同居期間が 3 年を下回る場合は、子は、民法 777 条の規定にかかわらず、21 歳に達するまでの間、嫡出否認の訴え提起することができるとされました (民 § 778 の 2 II)。

### (3) 前夫が嫡出否認の訴えを提起する場合

前夫は、(出訴期間内であっても) 子が成年に達した後は、嫡出否認の訴えを提起することができないとされています (民 § 778 の 2 IV)。

## 4 父を定めることを目的とする訴えについて 【関連：テキスト P 50】

改正前は、再婚禁止期間に違反して女性が再婚し、子を生んだため、どちらの夫の子か分からない場合は、裁判所が子の父を定めるとされてきました (改正前民 § 773)。しかし、令和 4 年改正で、再婚禁止期間の規定が削除され、子の父については改正民法 772 条 3 項で定まるので、この 773 条の規定は不要となりました。

一方、重婚が生じた場合も、生まれた子の父は誰か、が問題となります (前婚における夫の子か? 重婚となった後婚における夫の子か?)。この点について、今まで明文の規定がなかったので、今回の改正で「第 732 条の規定 (重婚の禁止) に違反して婚姻をした女が出産した場合」が規定されました。

**5** 認知の無効の訴えについて 【関連：テキストP57】

改正前は、認知の無効を主張することができる者について、「子その他の利害関係人」とされていました。ただ、「利害関係人」とは誰なのか、明確な基準がありませんでした。そこで、令和4年改正で、認知無効の訴えの提訴権者を明確化しました。

→ ①子またはその法定代理人、②認知をした者、③子の母です（民§786Ⅰ）。

そして、改正前は、認知の無効を主張する期間の制限がありませんでした。そうすると、いつまでも父子関係が否定されるおそれがあり、子の地位が不安定なままとなってしまいました。そこで、令和4年改正で、認知の無効の訴えの提訴期間が（一定の起算時から）7年以内と定められました（民§786Ⅰ）。

ただし、子については、認知をした者との同居の期間が3年を下回るときは、21歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができることとされました（民§786Ⅱ）。

**6** 子の監護及び教育について 【関連：テキストP90】

子の監護及び教育において、子の人格を尊重する義務を定める等の改正がされました。

① 民法第821条の規定の新設

**改正後の民法第821条**

（子の人格の尊重等）

第821条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

② 改正前の民法第821条が、第822条に移動。

③ 懲戒権を定めた改正前の民法第822条を削除。

◆『スタンダード合格テキスト 4 不動産登記法Ⅰ 第6版』に関して

◆『スタンダード合格テキスト 5 不動産登記法Ⅱ 第6版』に関して

1 所有権の登記の登記事項について～1 所有権の登記名義人が法人である場合

【関連：テキストⅠ P85、86】

1 意義

所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号その他の特定の法人を識別するために必要な事項（法人識別事項）が登記事項となります（不登§73の2Ⅰ①、不登規§156の2）。

→ 一般的な法人の場合は、会社法人等番号です。

そのため、法人を登記権利者として所有権の保存や移転などの登記を申請するときは、申請情報の内容として、当該法人の会社法人等番号を提供します（不登令§3⑩ト(1)）。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和○年○月○日 第○号	原因 令和○年○月○日売買 所有者 (住所省略) 株式会社法務商事 会社法人等番号 0100-01-1122××

2 既に法人の名義で所有権の登記がされている場合

既に法人の名義で所有権の登記がされているときは、登記官が職権で、会社法人等番号（法人識別事項）を追加する変更の登記をすることができます（改正法附則§5Ⅴ）。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成○年○月○日 第○号	原因 平成○年○月○日売買 所有者 (住所省略) 株式会社法務商事
付記1号	1番所有権変更	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日申出 法人識別事項 会社法人等番号 0100-01-1122××

## 2 所有権の登記の登記事項について～2 所有権の登記名義人が国内に住所を有しない場合

【関連：テキスト I P 85、86】

### 1 意義

所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名または名称および住所その他の国内における連絡先に関する事項が登記事項となります（不登 § 73 の 2 I ②、不登規 § 156 の 2）。

- (1) 所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者（国内連絡先となる者）があるときは、次に掲げる事項
- ① 国内連絡先となる者（一人に限る。）の氏名または名称ならびに国内の住所または国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地および名称
  - ② 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号
- (2) 国内連絡先となる者がいないときは、その旨

### 2 国内連絡先事項の内容（先例令 6.3.22－551）

- ・ 「国内連絡先 ○市○町○番地 甲野太郎」
- ・ 「国内連絡先 ○市○町○番地（乙川司法書士事務所） 乙川一郎」
- ・ 「国内連絡先 なし」

### 3 国内連絡先事項を申請情報の内容とする場合の添付情報

- ① 国内連絡先となる者があるときは、次の情報
  - ・ 国内連絡先となる者の氏名等を証する情報
    - 印鑑証明書など。法人の営業所などの場合は、法人のホームページを印刷したものも可（先例令 6.3.22－551）。
  - ・ 国内連絡先となる者の承諾を証する情報
- ② 国内連絡先となる者がいないときは、国内連絡先となる者がいない旨を証する情報
  - 上申書（先例令 6.3.22－551）。

#### 4 登記の記録例

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇号	原因 令和〇年〇月〇日売買 所有者 〇国〇州〇通り 甲野太郎 国内連絡先 〇市〇町〇番地 乙川一郎

#### 5 国内連絡先事項の変更(または更正)の登記

既に国内連絡先事項が登記されている場合にその内容に変更が生じたときや、国内連絡先事項が登記されていない場合に新たに国内連絡先事項を定めたときは、国内連絡先事項の変更(更正)の登記をすることができます。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 〇国〇州〇通り 甲野太郎
付記1号	1番所有権変更	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日国内連絡先設定 国内連絡先 〇市〇町〇番地 乙川一郎

### 3 外国人である所有権の登記名義人の氏名へのローマ字氏名併記

【関連：テキストI P85、86】

#### 1 意義

外国人(日本の国籍を有しない自然人)が所有権の登記名義人となる登記を申請するときは、その者の氏名の表音をローマ字で表示したもの(ローマ字氏名)を登記記録に記録するよう申し出るものとされました(不登規§158の31I)。

- ・ かつこ書きでローマ字氏名を併記します。

#### 2 添付情報

申請情報と併せて、ローマ字氏名を証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供します(不登規§158の31II、先例令6.3.22-552)。

→ 住民票の写し、パスポートの写しなど。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇号	原因 令和〇年〇月〇日売買 所有者 〇市〇町〇番地 デイブ・ヘットフィールド (DAVE HET FIELD)

### 3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

既に外国人を所有権の登記名義人とする登記がされている場合、その所有権の登記名義人は、登記官に対し、ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出ることができます(不登規 § 158 の 32 I)。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇号	原因 令和〇年〇月〇日売買 所有者 〇市〇町〇番地 <u>ジェイムズ・ムステイン</u>
付記1号	1番登記名義人表示 変更	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日申出 氏名 ジェイムズ・ムステイン (JAMES M USTAINÉ)

\* 原因は「申出」であり、原因日付は申出の受付の日です(先例令 6.3.22-552)。

\* ローマ字氏名併記の付記がされたら、主登記の氏名は抹消されます(不登規 § 158 の 32XVI)。

## 4 所有権の登記名義人についての旧氏の併記 【関連：テキスト I P 85、86】

### 1 意義

不動産登記規則の改正により、所有権の登記名義人について、「旧氏」(旧姓)を併記することができることになりました(不登規 § 158 の 34~)。

→ 婚姻前の氏など。

→ 旧氏は、1つだけ併記することができます。

### 2 登記申請に伴う旧氏併記の申出について

#### (1) 申出の方法

所有権の保存や移転などの登記を申請する際に、登記権利者(所有権の登記名義人となる者)について、旧氏併記の申出をすることができます。

→ 申請情報の内容として、旧氏を提供します。

(2) 添付情報

申請情報と併せて、当該旧氏を証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供する必要があります（不登規 § 158 の 34Ⅲ）。

→ 旧氏が記載された戸籍事項の証明書等。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇号	原因 令和〇年〇月〇日売買 所有者 (住所省略) 法務太郎(甲野太郎)

\* 旧氏は、かっこ書きで記録されます（先例令 6.3.27-553）。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出について

既に所有権の保存や移転の登記がされている場合に、所有権の登記名義人は、登記官に対し、旧氏併記の申出をすることができます（不登規 § 158 の 35 I）。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第〇号	原因 令和〇年〇月〇日売買 所有者 (住所省略) 法務太郎
付記1号	1番登記名義人表示 変更	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日申出 氏名 法務太郎(甲野太郎)

\* 原因は「申出」であり、原因日付は申出の受付の日です（先例令 6.3.27-553）。

**5** 相続人である旨の申出（相続人申告登記） 【関連：テキスト I P 118~122】

1 用語の定義（不登規 § 158 の 2 ①）

- ① 相続人申出→ 不動産登記法 76 条の 3 第 1 項の規定による申出をいいます。
- ② 相続人申告登記→ 不動産登記法 76 条の 3 第 3 項の規定による登記をいいます。
- ③ 相続人申告事項→ 不動産登記法 76 条の 3 第 3 項の規定により所有権の登記に付記される事項をいいます。
- ④ 相続人申告名義人→ 相続人申告登記によって付記された者をいいます。

## 2 相続人申出の情報の内容（申出書の記載事項）

申出の目的は、「相続人申告」と提供します（先例令 6.3.15－535）。

そして、次に掲げる事項も明らかにする必要があります（不登規 § 158 の 16）。

- ① 所有権の登記名義人の相続人である旨
- ② 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

## 3 添付情報

### (1) 添付情報

相続人申出をするときは、以下の添付情報を提供する必要があります（不登規 § 158 の 19Ⅱ）。

- ① 申出人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報
  - ② 申出人の住所を証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報
- (2) 相続人であることを証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報について  
申出人が所有権の登記名義人の相続人であることを証明する情報を提供します。全部の相続関係（相続人の全員）を証明する必要はありません。

## 4 相続人申告登記

### (1) 相続人申告登記

相続人申出があったときは、登記官は、職権で、その旨、申出人の氏名・住所ならびに以下の事項を、所有権の登記に付記します（一部省略。不登規 § 158 の 23Ⅰ）。

- ① 登記の目的
  - ② 登記原因およびその日付
  - ③ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日
- (2) 登記の目的、登記原因およびその日付
- ① 登記の目的 → 「相続人申告」
  - ② 登記原因およびその日付 → 「年月日申出」  
→ 原因日付は、相続人申出の受付の年月日。

(3) 登記の記録例

① 中間相続人がない場合

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 〇市〇町〇番地 甲野太郎
付記1号	相続人申告	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日申出 相続開始年月日 令和△年〇月×日 甲野太郎の相続人として申出があった者 〇市〇町△番地 甲野一郎

- ・ 共同相続の場合で、数人の相続人が相続人申出をしたときでも、各相続人の持分は記録されません(先例令 6.3.15-535)。

② 中間相続人がいる場合

【例】 所有権の登記名義人であるAが死亡し、Bが相続した。しかし、相続の登記や相続人申告登記がされる前にBが死亡し、Cが相続した。そして、Cが相続人申出をした。

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和〇年〇月〇日 第〇号	原因 昭和〇年〇月〇日売買 所有者 〇市〇町〇番地 A
付記1号	相続人申告	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日申出 相続開始年月日 平成△年〇月×日 Aの相続人として申出があった者 〇市〇町△番地 B
付記1号 の付記1号	相続人申告	令和×年×月×日 第×号	原因 令和×年×月×日申出 相続開始年月日 令和×年〇月△日 Bの相続人として申出があった者 〇市〇町×番地 C

## 6 法定相続情報番号 【関連：テキスト I 173～177】

申請情報と併せて、相続を証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供すべき場合、戸籍事項の証明書等に代えて、法定相続情報一覧図の写しを提供することができますが、（一定の要件を満たした）法定相続情報番号を提供するという方法も認められます（不登規 § 37 の 3）。

→ 法定相続情報一覧図の写しという「書面」ではなく、法定相続情報番号を提供するという方法です。

## 7 登記事項証明書等における代替措置 【関連：テキスト II P 175、176】

### 1 意義

DV 被害者やストーカー被害者等、登記記録に記録されている者（自然人に限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命もしくは身体に危害が及ぶおそれがある場合またはこれに準ずる程度に心身に有害な影響が及ぶおそれがあるものとして不動産登記規則で定める場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書や登記事項要約書に、当該住所に代わるものとして不動産登記規則で定める事項を記載することとされました（代替措置；不登規 § 119VI）。

「当該住所に代わるものとして不動産登記規則で定める事項」というのは、“別の人の住所等”（公示用住所）です。

- ・ 公示用住所は、登記記録に記録されている者（代替措置の申出をした者）と連絡をとることができる者（公示用住所提供者）の住所または営業所、事務所等です（不登規 § 202 の 10）。  
→ 知人の住所、司法書士事務所の住所などです。
- ・ 代替措置の申出をすることができるのは、「登記記録に記録されている者（自然人であるものに限る。）」です。“登記名義人”に限定されていません。そのため、現在の権利の登記名義人はもちろん、かつて登記名義人であった者、閉鎖された登記記録に記録されている者、抵当権の債務者として記録されている者、信託目録に記録されている者も含まれます（先例令 6.4.1-555）。

### 2 代替措置の申出

#### (1) 申出の方法

代替措置の申出は、一定の事項を記載した書面を、登記所に提出する必要があります（不登規 § 202 の 4 I）。

- ・ 申出をする登記所は、日本全国どこの登記所でも可能です（不登規 § 202 の 4 II）。

(2) 申出情報の内容

申出情報として、申出人の氏名・住所、申出の目的、不動産の表示、DV被害等の事実の概要、代替措置をとってもらいたい住所（公開されたくない住所；措置対象住所）、措置対象住所に係る登記記録を特定するための事項、公示用住所および公示用住所提供者の氏名または名称です（不登規 § 202 の 4 I IV、202 の 11 I）。

① 申出の目的

「代替措置申出」と記載します（先例令 6.4.1-555）。

② 措置対象住所および措置対象住所に係る登記記録を特定するための事項

公開されたくない住所を記載します。

そして、この措置対象住所が登記記録のどこに記録されているのかも、特定します。

【例】 甲区2番の所有権の移転の登記の所有者の住所（について代替措置をとってください）

【例】 乙区1番の抵当権の設定の登記の債務者の住所（について代替措置をとってください）

(3) 添付情報

① 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面（不登規 § 202 の 4 VI③）

→ 委任状。

② 代替措置申出書または委任状に押した印に関する印鑑証明書その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面（同①）

→ 申出人が、印鑑証明書以外の書面を登記官に提示した場合には、この②の書面の提出は不要とされています（同VII）。

「申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面」は、以下の（ア）または（イ）のいずれかを提出します（先例令 6.4.1-555）。

（ア）顔写真付きの身分証明書（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券等）の写し

→ どれか1つを提出します。

（イ）顔写真のない身分証明書（国民健康保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、基礎年金番号通知書等）の写し

→ このうちの2つを提出します。

③ 措置要件に該当する事実（DV被害等）を明らかにする書面（不登規 § 202 の 11 II①）

申出人の陳述書+被害の事実を裏付ける公的書面または客観的書面等を提出します（先例令 6.4.1-555）。

- ④ 公示用住所および公示用住所提供者の氏名または名称を証する書面（不登規 § 202 の 11 II ②）  
公示用住所提供者の印鑑証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写しのほか、営業所等が記載されたホームページを印刷した書面などを提出します（同先例）。
- ⑤ 公示用住所提供者の承諾書（不登規 § 202 の 11 II ③）  
誰かを勝手に公示用住所提供者に仕立てるのは適切でないので、公示用住所提供者の承諾書を提出する必要があります。
- ⑥ 申出人の氏名または住所が、登記記録上の氏名または住所と異なるときは、同一人物であることを証する市区町村長その他の公務員が職務上作成した書面（不登規 § 202 の 4 VI ②）  
→ 住所の変更を証する住民票の写しなどです。

### 3 公示用住所ファイルへの記録

代替措置の申出があったときは、登記官は、措置対象住所や、公示用住所などを、公示用住所管理ファイルに記録します（不登規 § 202 の 11 III）。

### 4 代替措置

登記官は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登記記録について登記事項証明書または登記事項要約書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（代替措置）を講じる必要があります（不登規 § 202 の 13）。

### 5 代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求

代替措置の申出をした本人またはその相続人は、措置対象住所について、代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付を請求することができます（不登規 § 202 の 14 I）。

→ 代替措置の申出をした人（DV 被害者等）の住所が記載された登記事項証明書の請求です。

## 8 登記簿の付属書類の閲覧の方法について 【関連：テキストⅡ P176】

登記簿の付属書類の閲覧は、書類の原本を見る行為なので、原則論としては、書類が保管されている登記所に出向く必要があります（改正前はそうでした）。

しかし、現在では社会のデジタル化が進んでいるので、登記所に行かなくても、オンラインの方法（ウェブ会議サービスを利用する方法）で、閲覧をすることができるようになりました（不登規 § 202 III）。

## ◆『スタンダード合格テキスト 7 商業登記法 第3版』に関して

### 1 支店の所在地における登記の廃止について

支店・従たる事務所の所在地における登記が廃止されました。

したがって、支店の所在地における登記は不要となり、仮にこれを申請しても、商業登記法 24 条 2 号により却下されることとなります。

### 2 電子提供措置をとる旨の定めが登記事項となることについて

会社法 325 条の 2 の規定による電子提供措置をとる旨の定めがあるときは、その定めが登記事項とされることになりました。

なお、「電子提供措置をとる旨の定款の定め」は、原則として当該株式会社の実際の定款の定めのとおり登記する（登記すべき事項となる）こととなり、通達の記録例どおりに記載して登記申請する必要はありません。

### 3 会社代表者等の住所の非表示措置について

DV被害者等である会社代表者等からの申出により、登記事項証明書等におけるDV被害者等の住所を非表示とすることが可能になりました。

### 4 併記可能な旧氏の範囲の拡大について

併記可能な旧氏の範囲が拡大され、

- (1) 婚姻前の旧氏に限らず、養子縁組前の旧氏や、離婚後婚姻中の旧氏なども併記可能となりました。
- (2) 登記の申請時以外の申出も可能となりました。

詳細については、法務省ホームページ ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00166.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00166.html)) を参照してください。

### 5 代表取締役等住所非表示措置が創設について

代表取締役等住所非表示措置が創設され、令和 6 年 10 月 1 日から施行されています。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00210.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00210.html)

(なお、出題可能性は低く、試験対策として手続の詳細を覚える必要はありません)

## ◆『スタンダード合格テキスト 9 供託法・司法書士法 第4版』に関して

### 1 契印に代わる措置の導入（令和5年法務省令第36号）

#### 趣旨

供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書および附属供託請求書ならびに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるとき、作成者は、各用紙に総枚数および当該用紙が何枚目であることを記載することその他の必要な措置を講じなければならないとされ、書面のつづり目にすべき契印に代わる措置が許されるようになりました（供託規 § 8）。

#### 内容

従前、供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書および附属供託請求書ならびに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙のつづり目に契印する必要がありましたが、本改正省令によって、供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書および附属供託請求書ならびに添付書類を除く。）が2枚以上にわたるときは、各用紙に総枚数および当該用紙が何枚目であることを記載することによって、契印に代えることができるようになりました。ここにいう「各用紙に総枚数および当該用紙が何枚目であるか」の記載とは、単に各用紙に通し番号が記載されているだけでは足りず、例えば、各用紙に「3枚中1枚目」や「1／3」などと記載される必要があります（法務省ホームページ記載より）。なお、従前と同様、これらの記載をせず契印によってする従来の方法も引き続き認められます。

### 2 供託物払渡請求書への委任による代理人の押印の特則（令和5年法務省令第36号）

#### 趣旨

委任による代理人が供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該供託物払渡請求書に押印することを要しないとされました（供規 § 22Ⅱただし書）。

#### 内容

供託物払渡請求書には、供託番号などの事項を記載し、請求者またはその代表者・管理人・代理人が記名押印しなければならないところ、従前、ここにいう代理人には委任によるものも含まれていましたが、本改正省令によって当該条項にただし書が付され、代理人のうち、委任による代理人が供託物払渡請求書（供託有価証券払渡請求書を除く。）に記名したときは、当該供託物払渡請求書に押印することが不要となりました。

### 3 供託物払渡請求書等への請求者等の押印の特則（令和5年法務省令第36号）

改正省令によって、以下の請求（供託物払渡請求書に印鑑証明書の添付を要しない請求）については、供託物払渡請求書に押印することを要しないとされました（供託規 § 26IV）。

- ① 払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁または公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であって、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき（供託規 § 26III②）。
- ② 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁または公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書（当該請求書に委任による代理人の預金または貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。）に添付したとき（同III④）。
- ③ 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金の払渡しを請求する場合（その額が10万円未満である場合に限る。）において、支払証明書（供託規 § 30 I）を供託物払渡請求書に添付したとき（供託規 § 26III⑤）。

### 4 オンライン供託における資格証明書等の特則（令和5年法務省令第36号）

委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によって電子情報処理組織を使用してする払渡しの請求をする場合において、当該法人の代表者に係る商業登記規則 33 条の 8 第 2 項に規定する電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、供託規則 27 条 1 項（供託規則 35 条 4 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を添付することを要しないとされました（供託規 § 39VI）。

また、委任による代理人（当該代理人が登記された法人の場合に限る。）によって電子情報処理組織による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る商業登記規則 33 条の 8 第 2 項に規定する電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、供託規則 14 条 4 項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する登記事項証明書を提示することを要しないとされました（供託規 § 39 の 2 II）。

## 5 民法等の改正により可能となった供託

民法等の改正により、共有者による所在不明共有者の持分やその譲渡権限の取得の裁判における供託命令による供託、所有者不明土地（建物）の管理命令において所有者不明土地（建物）管理人がする供託等の制度が設けられました。

### （1）所在等不明共有者の持分の取得に伴う供託

改正民法が施行され、所在等不明共有者の持分の取得の裁判（民§262条の2）が可能となりました。この裁判において、その申立人に対して、裁判所が定める額の金銭を供託し、かつ、その旨を届け出ることが義務付けられました（非訟§87V）。そして、所在等不明共有者の持分の取得の裁判により共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者が供託した供託金に対し、還付請求権を行使することができることとなります（民§262条の2IV）。

### （2）所在等不明共有者の持分の譲渡に伴う供託

改正民法が施行され、所在等不明共有者の持分の譲渡権限の付与の裁判（民§262条の3I）が可能となりました。この裁判において、その申立人に対して、裁判所が定める額の金銭を供託し、かつ、その旨を届け出ることが義務付けられました（非訟§88II、87条V）。そして、所在等不明共有者の持分の譲渡権限の付与の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該共有者が供託した供託金に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の供託金還付請求権を行使することができることとなります（民§262条の3III）。

### （3）所有者不明土地（建物）管理命令に伴う供託

改正民法の施行により、裁判所は、所有者不明土地管理命令（民§264の2I）および所有者不明建物管理命令（民§264の8I）を発することができるようになりました。そして、所有者不明土地（建物）管理命令の対象とされた土地（建物）または共有持分および所有者不明土地（建物）管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、所有者不明（建物）土地管理人は、当該金銭を供託することが可能となりました（非訟§90VIII前段、16項VIII）。

### （4）管理不全土地（建物）管理命令に伴う供託

改正民法の施行により、裁判所は、管理不全土地管理命令（民§264の9I）および管理不全建物管理命令（民§264の14I）を発することができるようになりました。そして、管理不全土地管理人は、管理不全土地（建物）管理命令の対象とされた土地（建物）および管理不全土地（建物）管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、当該金銭を供託することが可能となりました（非訟§91V前段、同XV）。

**(5) 不在者の財産の管理に関する処分に伴う供託**

家庭裁判所が選任した不在者財産管理人は 不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を供託することが可能となりました（家事事件手続 § 146 の 2 I）。

**(6) 相続財産の保存に必要な処分に伴う供託**

家庭裁判所が選任した相続財産管理人（民 § 897 の 2 I 本文）は、相続財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、相続人のために、当該金銭を供託することが可能となりました（家事 § 190 条の 2 II、146 の 2 I）。

## ◆『スタンダード合格テキスト 11 憲法 第4版』に関して

性同一性障害特例法訴訟—違憲判決（令和5年10月25日） 【関連：テキストP63】

生物学的な性別は男性であるが心理的な性別は女性であるXは、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号が憲法13条に違反するとして争った事件。

### 【判旨】

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、または性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものであり、本件規定による制約の程度は重大なものというべきであるから、本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その程度が重大なものとなっていることなどを総合的に較量すれば、必要かつ合理的なものということとはできず、本件規定は憲法13条に違反する。

旧優生保護法国家賠償請求訴訟—違憲判決（令和6年7月3日） 【関連：テキストP62】

旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止することを目的として、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人等に対し、本人の同意がなく優生手術（不妊手術）が強制され、障害のある多くの者が子を産み育てるか否かを決定する自由が奪われ、人としての尊厳が傷つけられたことは憲法13条および14条1項に違反するとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事件。

### 【判旨】

優生思想に基づき、特定の疾病や障害（「特定の障害等」）を有する者や配偶者が特定の障害等を有する者、本人もしくは配偶者の4親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者に、本人の同意がなくとも、審査によって強制的に優生手術等（強制不妊手術）を実施することができることを認める旧優生保護法上の規定は、その立法目的が特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえず、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものであり、憲法13条および14条1項に違反する。

以上